

菊川かわまちづくり計画について

平成31年2月18日

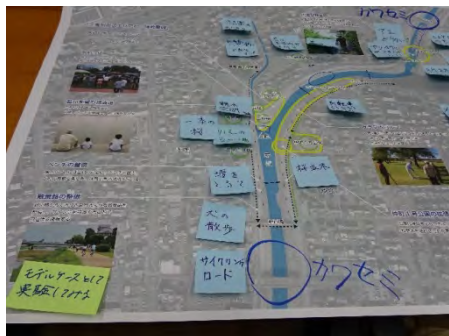
国土交通省 中部地方整備局
浜松河川国道事務所

かわまちづくりの新たな展開

「菊川水系河川整備計画」の策定を機に、もっと菊川を活用したいと市民が活用プランを行政に提案

菊川では地域の方々が、従来この地域は日頃より、朝の散歩やウォーキングに利用されている。野鳥などが生息しており、桜並木やコスモス畑などの地域資源が豊富である。

日常的に菊川を活用し、環境を保全しつつ、市民の憩いの場となるよう「六郷地区まちづくり協議会」が菊川活用についてプランを提案された。また、整備された広場等の管理や利活用については、市民主体で実施するという提案があった。



住民が行政へ提案

【住民の声】

- ・菊川(六郷地区)は、水深が浅く長靴で渡れるくらいであり、子供が楽しめる水場となっている。菊川では鴨やハヤも日常的に見られ、水辺を楽しめる環境になってきている。
- ・菊川を見つめ直し、市民で菊川をまちづくりに活用していきたい。

市民からの提案を受け菊川市では、地域住民、民間事業者及び行政(菊川市及び河川管理者)からなる「菊川かわまちづくり協議会」を平成29年度より立ち上げ、菊川の利活用について検討を行い、菊川を活用した「菊川かわまちづくり計画」を取りまとめた

この計画を受けて、菊川市は「かわまちづくり支援制度」による国の支援を受けるため、平成31年1月29日に国土交通省に対して申請が行われた。

かわまちづくり支援制度

河口から水源地まで様々な姿を見せる河川とそれに繋がるまちを活性化するため、地域の景観、歴史、文化及び観光基盤などの「資源」や地域の創意に富んだ「知恵」を活かし、市町村、民間事業者及び地元住民と河川管理者の連携の下、河川空間とまち空間が融合した良好な空間形成を目指します。

【事業概要】

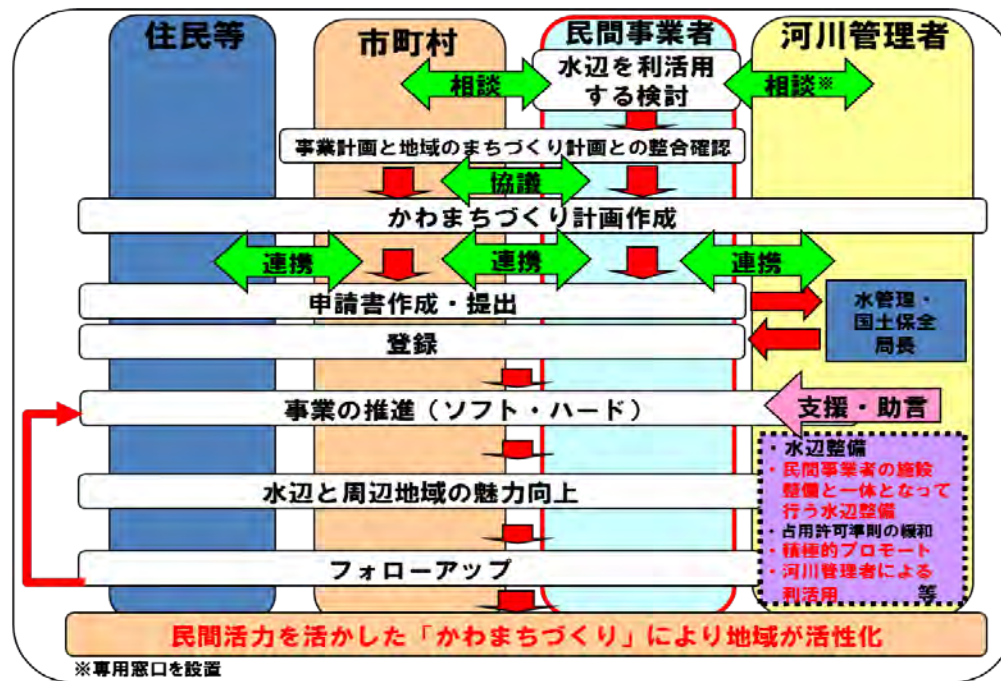
＜ソフト対策＞

優良事例等に関する情報提供のほか、河川敷のイベント広場やオープンカフェの設置等、地域のニーズに対応した河川敷地の多様な利用を可能とする「都市・地域再生等利用区域」の指定等を支援

＜ハード支援＞

治水上及び河川利用上の安全・安心に係る河川管理施設の整備を通じ、まちづくりと一体となった水辺整備を支援

【手続きフロー】



【対象】

- ①地域の創意としての「知恵」を活かした計画を対象
- ②利活用方策が地域において明確となっているものを対象
- ③施設の維持管理に地域の協力が得られるものを対象

最上川／長井市



管理用通路をフットパスとして活用（最上川）

菊川市のまちづくり（計画）

「菊川市スポーツ振興基本計画 後期基本計画(2018～2022)」(H30.3):総合計画「スポーツが盛んなまちづくり」関連計画

◇スポーツ振興基本計画の理念

「**スポーツをととして市民が健康で、生きがいをもって生活できるまち**」の実現

【施策の体系】

1. 誰もがスポーツに触れ合う機会の創出

- (1) ライフステージに応じたスポーツの振興
- (2) 健康な体づくりにつながるスポーツの推進
- (3) 誰もが取り組めるスポーツイベントの推進

2. トップアスリートの育成・支援体制の整備

3. スポーツ関係団体の活動支援

4. 地域スポーツを支える組織強化と人材育成

5. スポーツ施設の適正な運営・管理と整備充実

- (1) スポーツ施設の維持・管理の充実
- (2) スポーツ施設の貸出の利便性向上
- (3) 新たなスポーツ施設の導入検討

6. スポーツニーズの把握と情報提供の充実

- (1) 多様なスポーツ情報の発信
- (2) スポーツニーズの把握

◇(2)健康な体づくりにつながるスポーツの推進

②ウォーキングの推進

運動習慣に関するアンケートからも「日常やっている」、「これからやりたい」スポーツ・運動として、ウォーキングが圧倒的に多い結果となっています。特に中高年代層においては、「健康、体力づくりのため」に実施するケースが非常に多く、今後も運動習慣として継続してもらうためにウォーキングの推進と環境の整備を進めていきます。

- ・ウォーキングを楽しむことのできる環境の整備
- ・観光ポイントやルートの紹介、観光客の誘客
- ・ウォーキングイベントの情報発信

④レクリエーションスポーツの拡充

いつでも、誰でも、いつまでも取り組めるスポーツとして、特にグラウンドゴルフ・トリムバレーボール・フーバ・スポンジテニスが広く市民に浸透しています。

今後もレクリエーションスポーツとして拡充を図るとともに、新たな市民ニーズに応じた種目を検討します。

- ・グラウンドゴルフ、トリムバレーボール、フーバ、スポンジテニスの拡充
- ・新たに推進を図るニュースポーツ(ビーチボール、ペタボード等)の発掘

⑤自転車活用による健康の保持増進

近年、サイクリングの愛好者は飛躍的に増加し、自転車の利用方法も買物・通勤・通学から、スポーツ、レジャーなどへと多様化しています。快適な気分を味わい、安心してサイクリングに親しめるよう環境整備に努めます。また、サイクリングにより得られる精神的・肉体的効用を活用して健康保持増進を図ります。

- ・サイクリングによる健康づくりと適切な運動指導
- ・サイクリングの普及状況の把握と環境整備

市民が日常的に楽しめる菊川スポーツ＆アクティビティ

菊川市の中心部を流れる豊かな菊川を活用し、子どもからお年寄りまで日常的にスポーツに親しみ、アクティビティを取り入れて、市民の健康増進を図る



カヌー&SUP



サイクリング



イメージ

グラウンドゴルフ

菊川かわまちづくりの概要（整備の必要性）

【まちづくりに向けた菊川の役割】

○サイクリングやウォーキング等で活用できる整備

- ・菊川堤防上管理用道路を活用し、菊川市街地から河口までサイクリングやウォーキング等で活用する。
- ・市内のスポーツ施設や地域資源を安全で快適に回遊できるよう案内や誘導看板を設置する。また道路を横断する危険箇所はアンダーパス（階段・坂路）を設置する。
- ・既存の管理用道路（大型車両の待避所）を使用し、スポーツの休憩スペースとして、フィットネスベンチや水辺アート展示等を行い、癒し空間を創出する。

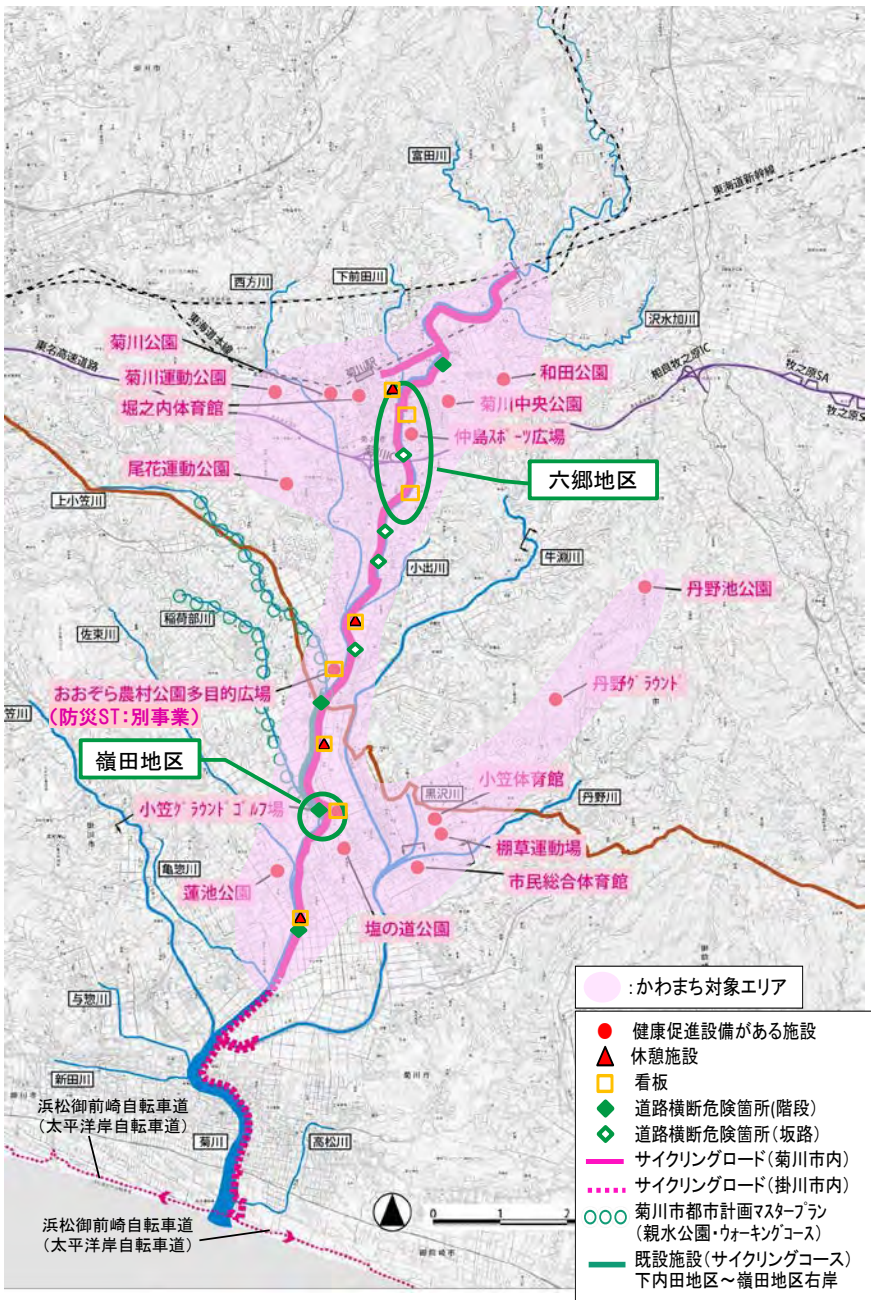
○魅力的なコンテンツを提供する拠点整備（六郷・アエル、河川防災ステーション整備予定地、青木前広場）

- ・菊川市の大きな資源である自然や水辺に触れるアウトドアスポーツには取り組まれていないため、菊川を活用した新たなスポーツ&アクティビティ（グラウンドゴルフやキャンプ、カヌー&SUP等）を日常的に実施できる環境づくりを行う。



日常的に全世代が水辺に触れあうスポーツ&アクティビティを楽しめる空間づくり

菊川かわまちづくりの概要（整備箇所候補地）



○ハード整備・ソフト施策実施箇所

箇所	地域状況
菊川 堤防天端	<u>○市街地から河口、地域資源と一体となり活用</u> ・ウォーキング、サイクリングコース整備に関する住民意見も多く、堤防上の管理用道路は水ビジョンによる未舗装区間の解消したエリア。健康の保持増進のためウォーキング、サイクリング等のスポーツ&アクティビティが実施できる
六郷地区	<u>○水辺でのスポーツ&アクティビティやイベントができるエリア</u> ・菊川文化会館アエルや菊川駅が近隣にあり、市民が集客するポテンシャルのあるエリア。 ・水辺も近く、アウトドアスポーツや飲食等の民間事業者が新たな事業展開できる場所も確保できる。またアエル付近では菊川へ親しむ活用ができ、新たな自然体験やイベントが実施できる。
下内田地区	<u>○河川防災ステーションを拠点として活用できるエリア</u> ・河川防災ステーション整備箇所(おおぞら認定こども園、次世代農業推進区域が隣接)があるエリア。 ・現在のスポーツ・レクリエーションに加え、キャンプ等のアウトドア等に利用ができる。
嶺田地区	<u>○グラウンドゴルフ等が楽しめるエリア</u> ・市民に浸透しているグラウンドゴルフ利用者が多い「小笠グラウンドゴルフ場」があるエリア。県の大会等も開催され、今後もレクリエーションスポーツ利用者拡大も込める。

菊川かわまちづくりの概要（整備メニュー案）

○河川とまちとの連携

・健康の保持増進のためウォーキング、サイクリング等のスポーツ&アクティビティが実施できる

【市：ソフト施策】

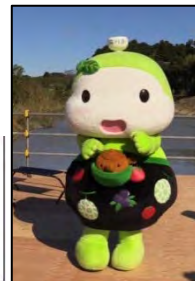
- 管理用道路を活用し、菊川沿川でのサイクリングやウォーキング等の日常づかいを促進
- 市民が手軽に楽しめる菊川スポーツ&アクティビティを定期的に開催
- 危機管理型ハード対策として管理用道路の天端舗装等の整備がほぼ完了に伴い、菊川市はサイクリングコースの見直し検討中

○看板整備（市：ハード整備）

【菊川沿川】

- 看板整備8箇所（市）
- 河川管理用通路（階段・坂路）の整備8箇所（国）
- 階段（4箇所）、坂路（4箇所）

【事例】



左：河川沿いにキャラクターを用いた誘導看板整備
右：菊川市のキャラクターきくのん（ゆるキャラグランプリ県内1位）を活用した看板整備

【事例】



フィットネスベンチ等を設置（回遊しながら体を鍛えることができる）



菊川沿川に水辺アートを展示し、地域の憩いの場

【六郷地区】

- 広場土舗装 等（市）
- 親水護岸、高水敷整正 等（国）

○堤防上整備：休憩施設

基盤整備（国）、上物整備（市）

（▲印 4箇所）

【嶺田地区】

- 散策路（土系舗装）、広場土舗装（市）
- 親水護岸、高水敷整正（国）

○休憩施設（大型車両の待避所と兼用）
既存の管理用道路を使用し、河川利用者の休憩スペースを整備する

平常時は利用者が休憩できるスペースとして活用

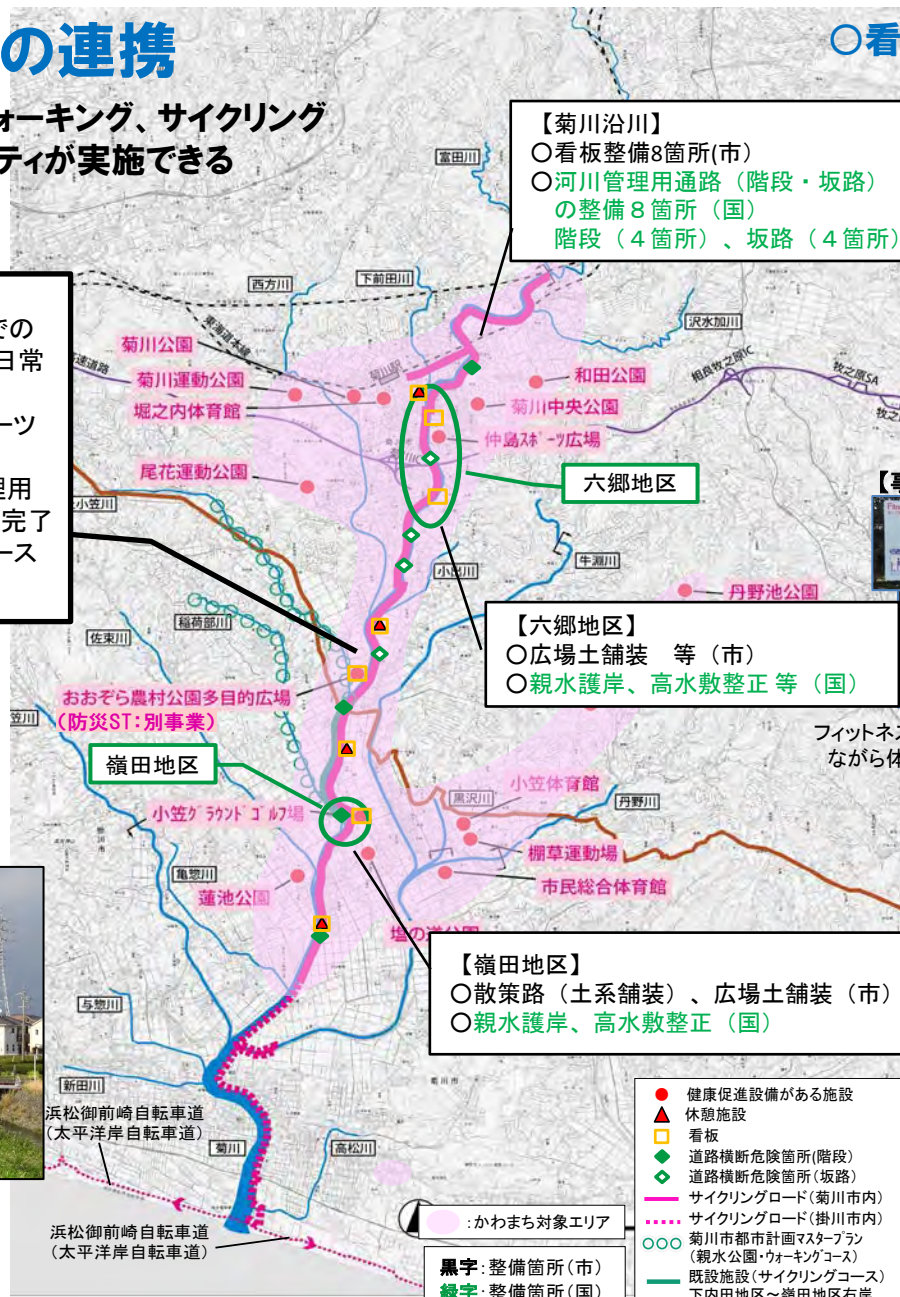
4箇所



大型車両待機所を活用した休憩スペースイメージ



菊川沿川に点在する桜並木を見ながらサイクリング



黒字：整備箇所（市）
緑字：整備箇所（国）

：かわまち対象エリア

菊川かわまちづくりの概要（整備メニュー案）

日常的なスポーツ＆アクティビティ拠点 （六郷地区：下前田川との合流点を活用）

・市街地と住宅地の中心に菊川が流れており、周辺には日常的に水辺を見ながらウォーキングを行う利用者が多い。市街地の中心にある菊川に市街地と住宅地からの人が集まり、新たなアウトドアスポーツや飲食等が実施できる空間である。（民間事業者連携）



菊川かわまちづくりの概要（整備メニュー案）

新たなスポーツ＆アクティビティ拠点 （六郷地区：菊川文化会館アエル前の水辺活用）

・アエル付近では菊川へ親しむ活用ができ、新たな自然体験やイベントが実施できる。



桜並木
カヌーをしながらお花見ができる



子ども達の川遊びやカヌー等の水辺のアクティビティを定期的実施

グラウンドゴルフ等レクリエーションスポーツ拡充 （嶺田地区の既存施設（青木前広場）を活用）

・県の大会等も開催され、今後もレクリエーションスポーツ利用者拡大も込める。

田畑



グラウンドゴルフに活用

サイクリングやウォーキング等で日常づかい

既存施設：駐車場

既存施設：日陰となる樹木

既存施設：小笠原グラウンドゴルフ場

既存施設：WC
親水護岸

広場土舗装

蓮池公園等からアクセス

【国：ハード整備】親水護岸、高水敷整正
【市：ハード整備】散策路（土系舗装）、広場土舗装



イメージ



イメージ

ランニング・ウォーキング、キッズサイクリング等多目的にも活用

- サイクリングロード（菊川市）
- 菊川市都市計画マスタープラン（親水公園・ウォーキングコース）
- 既設施設（サイクリングコース）
- 下内田地区～嶺田地区右岸

黒字：整備箇所（市）
緑字：整備箇所（国）

総合水系環境整備事業

河川法第1条

■ 洪水、高潮等による災害の発生防止 ■ 河川の適正な利用 ■ 流水の正常な機能の維持 ■ 河川環境の整備と保全

河川法第16条（河川整備基本方針）

■ 河川管理者は、その管理する河川について、計画高水流量その他当該河川の河川工事及び河川の維持についての基本となるべき方針に関する事項を定めておかなければならない。

河川法第16条の2（河川整備計画）

治水

利水

環境

■ 河川管理者は、河川整備基本方針に沿って計画的に河川の整備を実施すべき区間について、当該河川の整備に関する計画（以下「河川整備計画」という。）を定めておかなければならない。



総合水系環境整備事業

【事業の実施目的】

- 上流ダム貯水池での水質改善と河川での水質浄化により効果的な河川の水質浄化を図る。
- 上流ダムから河口まで連続して親水性の向上を図る。
- 上流ダムから河口まで連続した魚道整備により、魚類の遡上・降下環境の改善を図る。
- 上流ダムから下流への環境向上のための放流と河川における自然再生の整備を連携することにより生物の生息・生育環境の改善を図る。

水環境整備

・水環境緊急行動計画 等

自然再生

・自然再生計画書

水辺整備

・かわまちづくり計画
・水辺の楽校構想 等

総合水系環境整備事業の概要【水辺整備】

・河川環境教育の場として利用される「水辺の楽校プロジェクト」、地域の取り組みと一体となった「かわまちづくり支援制度」、「水源地域ビジョン」に位置付けられた、治水上及び河川利用上の安全・安心に係る河川管理施設の整備を行う事業。

水辺の楽校プロジェクト



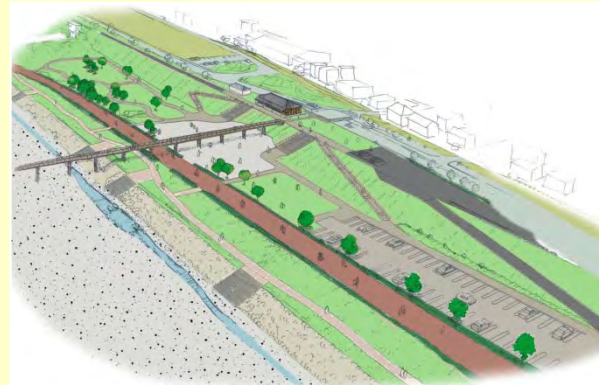
天竜川・河輪地区水辺の楽校(天竜川右岸2.6k付近)

かわまちづくり支援制度



天竜川・天竜川下流左岸地区かわまちづくり
(天竜川左岸3.2～15.4k付近)

かわまちづくり支援制度



大井川・宝来地区かわまちづくり
(大井川左岸12.4k付近)

計画段階評価の実施について

総合水系環境整備事業の新規事業採択にあたり、前段に計画段階評価を行う必要があり、次回以降の菊川水系流域委員会において、計画段階評価を実施する予定

菊川水系流域委員会規約(抜粋)

(目的及び設置)

第2条 流域委員会は、菊川水系河川整備計画(大臣管理区間)(以下「河川整備計画」という。)策定後、……【中略】……、国土交通省中部地方整備局長(以下「局長」という。)が設置する。

2. 流域委員会は、点検の結果、河川整備計画の変更が必要となった場合は、……【中略】……河川法第16条の第2第3項及び第7項に基づき意見を述べる。
3. 流域委員会は、**河川整備計画に位置づけられている事業の計画段階評価**、及び再評価の対応方針(原案)、事後評価の対応方針(案)(以下、「事業評価」という。) **について審議を行う。**

整備計画の位置づけ

水辺整備については、河川整備計画において「人と河川の豊かなふれあいの場の推進」の項目において「河川利用の推進」として位置づけられている

第4章 河川の整備の実施に関する事項

第2項 河川環境の整備と保全に関する事項

(4) 人と河川の豊かなふれあいの場の推進

① 良好な景観の維持・形成

景観の維持・形成については、河口部の大東マリーナ、太平洋岸自転車道橋「潮騒橋」などの河川風景、河口砂州や干潟などの水際の形状の変化やヨシ原等、良好な景観の維持・形成に努める。

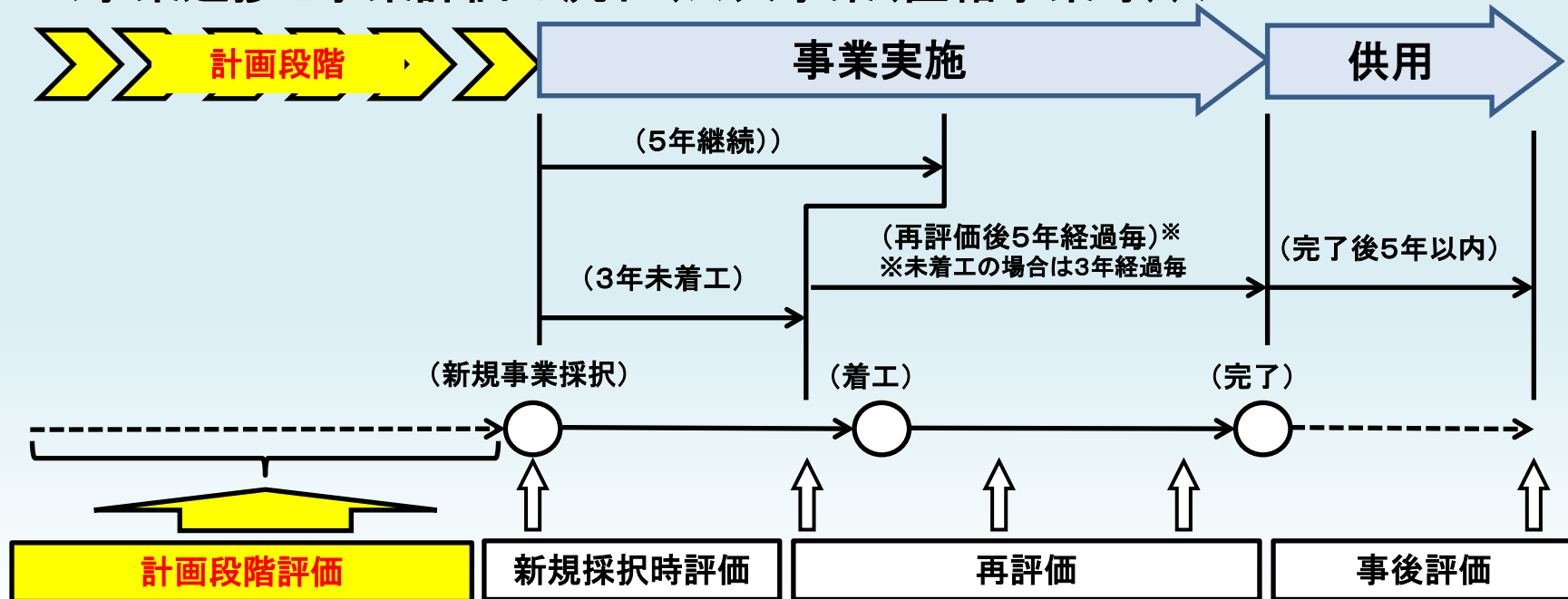
② 河川利用の推進

人と川との豊かなふれあいの増進を図るため、関係機関等と連携し、菊川水系を特徴づける歴史的、自然的、文化的な河川景観や良好な水辺景観の保全・整備を行う。また、地域住民等の身近な憩いとやすらぎの場や多様なレクリエーション、環境教育の場として、自然環境との調和を図りつつ、適正な河川の利用に努める。

河川が有する地域の魅力という「資源」や地域の創意としての「知恵」を活かし、河川管理者として地方公共団体や地元住民との連携の下で立案された、実現性の高い河川や水辺の整備・利活用計画による、良好なまちと水辺が融合した空間形成の円滑な推進を図る。

計画段階評価とは

<事業進捗と事業評価の流れ(公共事業(直轄事業等))>



【計画段階評価】

新規事業採択時評価の前段階において、政策目標を明確化した上で、複数案の比較・評価を行うもの。

【新規事業採択時評価】

新規事業の採択時において、費用対効果分析を含め、総合的に実施するもの。

【再評価】

事業継続に当たり、必要に応じて見直しを行うほか、事業の継続が妥当と認められない場合は事業を中止するもの。

【完了後の事後評価】

事業完了後の事業の効果、環境への影響等の確認を行い、必要に応じて、適切な改善措置、同種事業の計画・調査のあり方等を検討するもの。

計画段階評価の目的

目的

公共事業の効率性及びその実施経過の透明性の一層の向上を図るため、新規事業採択時評価の前段階における国土交通省の独自の取り組みとして、計画段階評価を直轄事業等において実施

- 地域の課題や達成すべき目標、地域の意見等を踏まえ、複数案の比較・評価を実施
- 事業の必要性及び事業内容の妥当性を検証

事業評価の流れ

